

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 9分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発言の訂正

議長（増田 清君） ここでお諮りいたします。

当局から11番、土屋誠司君の一般質問に対し、答弁内容に誤りがありましたので、発言の訂正をしたい旨の申し出がありました。この訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

当局から発言の訂正の申し出を許可することに決定をいたしました。

発言の訂正について説明を求めます。

学校教育課長（名高義彦君） どうも貴重なお時間を費やしまして大変申しわけございません。

土屋誠司議員さんから議事録の記載について一般質問がございました件で、私の勘違いで18年度からの内容について19年度と同じようになっているという答弁をさせていただきましたが、18年度はそのようなことにはなっておりませんでした。大変申しわけございません。訂正させていただきます。

議長（増田 清君） ただいまの当局の発言の訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

当局から申し出のありました発言の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第41号

あらたに生じた土地の確認について、議第42号 字の区域の変更について、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第4号）、以上9件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称

- 1) 議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。
- 4) 議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

7月1日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井健康

増進課長、河井税務課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、産業厚生委員会として、以下のことにつき強く要望をしたいと思います。

さきの議会で、値下げを考慮した税率の見直しを検討するという趣旨の発言があり、当然今議会に値下げも含めた改正案が出されると思っていたとの意見が大半でありました。

委員の意見といたしましては、当局は医療給付費の算定に危機感を持ち過ぎての算定ではないか、4年間の平均を見ても見方が多過ぎる算定だ。また、このままの推移でいけば22年度末の基金残高は2億数千万と試算される。当局はゆとりを持ちたいと考え、合併を考慮し改定しないと考えているが、他町とのバランスをも考慮することは必要である。

以上のようなことから、市民の税負担の軽減を早急に講ずべきとの意見でまとまりました。

以上、委員会として強く要望し、委員長報告といたします。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 委員長報告の中にあるように、保険給付費の算定が非常に多いんじゃないかということであります。

下田市の場合は、平成16年、17年度と国民健康保険税を値上げしてきたわけですが、16年度の値上げに際しましては、それまで月額1億円に行っていなかった保険給付費、療養給付費が1億円を超えるではないかという予想のもとに値上げ案が提出されたわけであります。給付費の年額を言いますと、平成15年が11億3,000万円でした。これが12億円を超えることが予想されるということで平成16年度に値上げを行ったわけであります。平成16年度の結果は11億6,000万円でありました。

当局は、平成17年度の予想が年間13億円であるという予想を立て、値上げ案を出したわけですが、議会では、実績を見る限り12億円を超えることはあっても13億円に達することはないという反対意見もありましたが、多数決で17年の予想額は13億円であると、こういふことで17年の国民健康保険税を値上げしたわけであります。

結果を見ますと、18年度、19年ともに12億円台でとどまっているわけであります。その結果、国保は毎年2億近い黒字を出し、基金を2カ年で1億円積み立てることができたのであります。

19年度の黒字額は約14億円繰り越しになっております。今回20年度の予想は18億円であります。これまで12億円にとどまった療養給付費が18億円になる、その根拠の大きなものは退職者医療保険から5億7,000万円来るというものであります。しかし、この委員会で配られた資料を見ますと、療養給付費、それから退職者療養給付費ともに後期高齢者医療制度ができたことによる75歳以上の人の療養給付費がこれは当然減額されるわけですが、この減額要素が全く考慮されていない療養給付費の算定になっておりますが、その点、委員会ではどんな質疑がなされたでございましょうか。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 伊藤議員のさきに委員会の中でもいただきました参考資料につきましては、一つ一つ検討させていただきました。その中の療養給付費が後期高齢者医療に移行したという形の中で、減額されて当然なのに変わっていないという趣旨の質問の中で委員会といたしましても当局に確認をいたしました。

後期高齢者医療に移行しました高齢者の方々につきましては、もともとがここで言う平成19年度決算見込みの書類の中で出ているところが3款の部分ですね、2款が療養給付費にな

っておりますけれども、3款の老人保健拠出金、この部分、老人保健事務費というところが3款になっているわけですが、ここからもともとが出ているわけで、2款の療養給付費から出ているわけじゃないので、すべてがというわけじゃないですが、後期高齢者に移行した方のほとんどがもともとの3款の部分から出ているということで、2款の療養給付費については後期高齢者に移管したとしても変わらないという当局の説明がございまして、委員会といたしましてはその部分については理解をしたということでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そうだとすれば、補正予算上は3款に後期高齢者支援金等ということでその部分は出ているわけですね。要は、変な言い方だけでも、全然減らない、その部分がどこで減っているということですか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時46分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 伊藤議員の質問にお答えしますが、被保険者の人数は減って、なぜ支出のほうが減らないのかという質問でございましたが、委員会の中におきまして、当局の説明では、先ほど医療給付費の出しているところが違うんだという件と、それから人数減っているのは減っているんだけど、人数が大きく減ったというのに比例して支出が減っているということではないという答弁をいただいております。それについて委員はおおよそ理解をしたというのが委員会での審議の内容でございました。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。そのことが私は納得できないんですけど、委員会におきましても委員長報告の中で、医療給付費の算定についてはやはり過大ではないかと、こういう疑問が委員長報告の中に入っていましたので、その点については私も了とすところであります。

やはり少し給付費が多過ぎるんじゃないか。それから、それによって積立金が増えていく。それで委員長報告にあるように、やはり保険税の改定も含めて税負担の軽減を早急に講ずべきだと、これ全く私も同意見であります。

そこで質問なんですが、この早急にというのは大まか委員会ではいつごろの時期を意図していたのかをお尋ねします。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先ほど私も委員長報告で報告させていただきましたけれども、やはり委員の中には、条例改正をすべきではないかという意見、検討すべきではないかという意見等ございました。

先ほどいろいろ説明したその基金残の件なども考慮すると、この先ほど早急にという発言をさせてもらいましたですけれども、これはいろいろ分かれまして、大方の委員の意見としましては、9月にやるべきだという意見と、今年度といいますから最終的には3月になるわけですけれども、それまでにはすべきだという意見と分かれておりましたですけれども、大方はもう次回には検討すべきという意見で、今回のこの6月にはやむなくといいますか、12月の議会にも使わせてもらいましたけれども、苦渋のということで、条例案にしる特会案にしる可決をするけれども、検討すべきと、当局に強く要望すべきだという意見でございまして、それが統一していつというようなことでございませぬが、今申したような委員会の内容でございませぬ。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。この早急は、議論としては今年度の補正を否決してすぐに条例改正をすべきだという意見と、9月ごろに、次の定例会までに見直すべきだというやつと、3月、これ3月というのは実質的には今年度が終わっちゃうわけだから、そこから1年間さかのぼるといふことは通常考えられないから、来年度という意見もあったというふうなことなんだろうと思いますけれども、委員会としては大まか9月だと。

私も今回、この補正を否決して条例改正ですぐに求めるということまでは必要ないであろうけれども、やはり次の定例会までにはこの国保会計を見直して保険税の軽減を図るべきだということに同意するものであります。

これで質問を終わります。

当局に対して、この委員会の委員長報告を重視して、適切に対処されることを望みまして質問を終わります。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 3月議会におきまして、私だけではなく多くの議員から、6月決算期になるので、国保は決算を迎えて、そして見直しをすると、こういう答弁を3月議会で議会としていただいているわけです。それを引き延ばす決定を委員会はしたわけですが、引き延ばす決定の理由は何だったのか。

議会で当局が答弁したことを、当局自ら検討さえしないと。それを議会がチェックしないで見過ごすというような、そういう姿勢で結論を出したと思うわけですが、その真意は委員長としてどの辺にあるのか、どういう審議がされたのか。議会軽視も甚だしいと、こう思うわけです。議会のチェック機能を一つは放棄をするという姿勢になるではないかと。否決をして早急に臨時会をもって出し直させるというのが道理であると思いますが、そういう態度をとらなかった、そういう決定をしなかった委員長の決断及び委員会の決断についてどういう判断をしたのか、まず1点お尋ねをしたいと思います。

次は、一般質問の中で伊藤議員も、3億8,000万からの医療費の見込み過ぎではないかと、こういう指摘をしてきました。そして委員会においても見込み過ぎだと、こういう決定をしたようではありますが、金額として幾らの見込み過ぎだという結論を出したのか。次の質問であります。金額について幾らということは問わなかったのか、言及しなかったのか。言及したとすれば、委員会として幾ら見込み過ぎだという結論を出したのかという点を2点目としてお尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、当局は、基金積立金が必要だと、こう言うわけであります。しかし、16、17の値上げによって既に1億円の基金が積み立てられている。20年度予算の末にはこの補正を見ましても1億2,500万円の基金を積むと。しかもこの基金は医療費以外には使えないと、こういう基金であります、性格からいって。医療費の50%は国から来る。1億2,500万あれば2億5,000万の医療費の増に対応ができる、こういうことになるわけです。この期間、16年あるいは15年からでも結構ですが、そういう事態があったのか、なかったのか。私は少なくとも17、18、19、この3カ年間の間に医療費が2億円も伸びるような事態はないと。しかも予算よりですよ、予算よりも突発によって2億円も増えるなんてことはないと思うわけです。

そして、次の質問ですが、18年度決算で約1億5,000万、そして積立金が5,000万ですから2億円ほど余分に市民から徴収したと言えると思うわけです。19年度も約1億4,000万、そして積立金が7,000万ですから、これも2億円を超える余分な徴収を市民からしたと。ちなみに、市内におきまして、国保料が高いと、何とかしてほしいと、下げてほしいというこの

市民の要望は大変強いと思うわけです。そういうものに委員会も当局もこたえなくていいのか。

少なくともこの予算でいきますと、私の試算、平成20年の4月分1カ月分だけですが、資料が既に出ております。1,100万ぐらい伸びておりますが、毎月1,100万ずつ伸びるわけではありません。大体12月のうち6カ月ぐらいが伸びる月というぐあいに傾向が見えます。そうしますと少なくとも7,000から8,000万の金が前年度予算より上積みされれば十分間に合うと。こういうことで行きますと、私の見込みですと1億6,000万から2億円の余裕金が20年度決算についても出ると、こういう結論になると思います。

伊藤さんは3億8,000万ぐらい余分が出るんじゃないかと、こう言っているわけですが、私は少なくとも1億6,000万出ると。1億6,000万あれば、100分の50の資産割を他町村並みに100分の40、10%切っても1,000万しかかかりません。8.16の所得割を1%切っても6,000万しかかかりません。そして、均等割を1世帯8,000円、1世帯当たり平均で優に1万5,000円の引き下げをできる余裕金がこの決算上に隠されていると言えると思うわけです。そういう状態の中でこの予算をどう見るのか。やはり市民が国保税を下げたいというこの強い要望に早急にこたえる必要がある。

従来は、私、1世帯当たり1万円は引き下げることができると言ってきましたけれども、この数字で行きますと今日は少なくとも1世帯当たり1万5,000円の引き下げができると、こう思うわけがありますけれども、そういう検討をされたのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それではお答えしますが、委員会の決定は条例改正をして下げるということをしないでいると。これはもう議会軽視で怠慢だというような今、議員からありましたわけですけれども、私たち委員会は、今、長い時間述べていただきましたことすべてを含んで委員会で、委員会の1日の時間の90%ぐらいはこれにすべてをつぎ込んで、それこそ慎重審議をいたしました。すべての今言われたことの内容も検討を十分しまして、それで、今、委員長報告に続いて述べさせてもらいました件、たった10行ですけれども、これは集約した文章でございまして、すべてを含んだ中の委員の考えを述べさせてもらったつもりでございまして、今議会で値下げをしないことは間違っているというような意見でございましたけれども、先ほども伊藤議員の意見のときに述べさせてもらいましたけれども、

もう苦渋の選択で今議会はやむなくここで改正はせず、早急にやるという強い意志を、委員会の意志を述べさせてもらったわけですが、それが間違っているといえれば間違っているとされても結構でございますけれども、先ほど2点目に言われたこと、見込み過ぎではないか、これも確かに先ほど述べさせてもらいました、その見込み過ぎではないかという意見も委員会で述べさせてもらいましたので、すべてこの委員長報告の後につけた文章で集約されているわけございまして、今回は条例改正も含めた条例を否決するという形にはとりませんでしたけれども、やっていくんだということで委員会が全委員でまとまりましたものですから、ご了解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 残念ながら答弁になっておりませんので、答弁をいただきたいと思えます。

つけ加えさせていただければ、値下げする・しないは検討の結果ということだろうと思うんですが、当局はその検討もしなかったという答弁をしているわけです。この政治責任を委員会としてどう追及するんだと、したのかと、こう問うているわけです。下げる・下げないは検討した結果どうだというようなことなら、それは次の議会に譲りましょうと、こういうことになろうかと思えます。

2点目は、委員会として幾ら見込み過ぎだという数字の把握をしたのかと、しないのかと、こう聞いているわけですので、そのご答弁をいただきたいと。

それから、具体的に申しましたように、私は1世帯当たり1万5,000円余の引き下げができると、こういう見込みをしているわけです。

それとその積立金についての見解も質問したと思うんですが、委員会として幾らの積立金があればこういう理由で結構だということにしたのかと、そういう点についてのご答弁をいただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 当局にこの件について、今回は法改正に伴う改正のみだったわけですが、国保税の改定を検討したのか、しないのかということについては質問いたしました。その中で、当局の答弁は、本会議でもあったと思うんですが、合併協議会が立ち上がって、国保税のこの1市3町全体の国保税のことについても当然検討し

ていくという場面が必ず来ると。そのときにやはり検討をしていくということで、今回大きな混乱と申しますかそういうものはすべきでないという結論で、当局の結論だったということの説明は受けました。

それから、それについての云々というよりは、当局の説明はそうでありまして、それについてのいろんな討議というものは当然あったわけで、それが先ほどの結論に出ているとおりでございます。

それから、幾ら見込み過ぎだと、具体的な幾らこれは見込み過ぎているんだという、当局から、例えば合併前までにどれくらいこのまま推移でいったら、今の状況の推移でいったらどのくらいの基金の残ができるのだという質問も当然ありました。当局側からは、先ほども言いましたように2億数千万になる、試算ですけれども、当然、状況がこのままいろんな大きな医療的な問題がなければ、このままでいけばこういうことも試算できるという金額は聞きました。

幾ら、じゃ見込み過ぎなんだという具体的な数字的なものまでの議論はなかったように記憶しております。

それからもう1点が何でしたっけ……

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 基金が幾らあればという判断ですけれども、先ほど22年、合併するまでには2億数千万というふうに当局答弁があったわけですが、それではそこまで必要があるのかというようないろんな意見はございましたけれども、具体的な、じゃこれだけやればいいんだ、これでは多すぎるんだという具体的なこの数字というんですか、ここまではオーケー、ここまでは多過ぎるというような具体的な数字の意見はなかったと思いました。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 合併協議会と申しますと2年先というようなことで、当局はさらにこの当然引き下げるべきものを2年先まで引き延ばそうと、こういう意思を示したのではないかと申すぐあいにも理解ができようかと思うわけです。その合併云々の理由を委員会としてどう理解したのか。

私は、市長は負担は低いほう、サービスは高いほうにするんだとこう言っているわけですので、それこそ合併前にこの近隣の南伊豆町や河津町並みの税率に国保を引き下げるべきだと、こう言っているわけです。合併の内容からいえば、もう早急に他町村並みにせめて引き

下げる。先ほど言ったように1世帯当たり1万5,000円からの引き下げをすべきだと、そう思うわけではありますが、委員会としてその合併検討だからしょうがないんだと、この当局の発言をどのように理解をしたのかとお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それも先ほど私の委員長報告の一番最後につけ加えております。ちょっと聞いてくれていなかったような、皆さん、気がしますけれども、その部分は、合併を考慮、当局はその合併を考慮し改定しないというふうに言っているけれども、委員会としてはやはり他町とのバランスを考慮する、これは合併に向けて大事なことであるという皆さん意見がございまして、それも今、先ほど述べさせてもらいましたけれども、そういう委員会の話のまとめりでございました。考慮すべきだと。下田市が突出して高いということについては、やはり合併に向けては考慮すべきだということは先ほど述べさせていただきましておりでございます。

議長（増田 清君） 1番。最後。

1番（沢登英信君） それでは、附帯決議をつけたので、それで進めたいという委員長の御判断のようではありますが、その附帯決議を当局がどのように受け止められたか、あるいは受け止められるであろうと考えているのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 委員長の意見じゃございません、これは。これは委員会全員の意見でございます。

それから、どう受け止めたかは全くわかりせん、今の現状では。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 8分休憩

午前 11 時 18 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4 番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称

1) 議第41号 あらたに生じた土地の確認について。

2) 議第42号 字の区域の変更について。

3) 議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

6) 議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

7月1日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、増田産業振興課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第41号 あらたに生じた土地の確認について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第42号 字の区域の変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、本委員会は次のとおり附帯決議をつけることに決定したので申し添えます。

9款3項1目中の中学校統合準備事業という事業名は、統合が決定していない現状では、地域の人たちに統合決定という誤解と混乱を与えるので、その内容を考えると中学校交流事業と訂正するよう求める。

6) 議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

2番。

2番(藤井六一君) 教育委員会に係る議案の中で、ここに附帯決議がついております。

誤解と混乱を与えるのでということになっておりますけれども、こういう文言の問題は、この文言の問題でなくて、準備事業というのが予算書に出てきていること自体が問題ではないのかなと私は考えます。そうした線についての委員会の審査の経過がどうであったのか。条例先議とかよく言われますけれども、全く何もないわけですよ、これは。誤解を与えるとかという、そういう程度の問題でなくて、それ以前の問題なんですよ。何もないのにその準備のための議案が出てきているわけです。

というのは、合併ありきということは当然なんです。当然合併ありきという形が出てきている。たまたまちょっと開いてみましたら、議会の議決事件、大まかにここでは3つに分けております。団体の意思を決定する。それから、議会という機関の意思を決定する。それか

ら、本来は首長の権限に属する事項について、その執行の前提要件または前提手続としての議決するもの、この大まかに3つに分けています、議会の権限。この3つ目の前提要件の部類に入るんじゃないのかなと思いますけれども、これは前提要件ということは統合するという前提でいるわけですよね、前提要件となれば。だから、この予算というのは統合を前提としたものなのかどうなのか。そうなる議会としてどうなのか、委員会としてどのような審査をされたのか。その点、1点伺います。

それから、特別職の給与の問題ですけれども、確かに市民それから一般職員、そうした方々と痛みを分かち合うということで減額する、その気持ちは十分了解できるわけなんですけれども、三役というのは教育長も入っていますよね。この場合、これから教育長になる方の意見というかお考えを聞いたんでしょうか。そうでないと、だれが、どなたがというか今回出てきた人事案件の野田さんという方が教育長になれるのかと思いますけれども、要するに欠席裁判しちゃったわけですよね。その点どのようなご意見というか、ものがあつたのか伺いたいと思います。

それから、期間の問題、4年間としたこの理由ですね。22年3月31日には合併するんじゃないですか、これ。だとしたら、ここで特別職、強い意志を示すためにも3月31日まで2年間ということのほうの説得力、訴える力あつたんじゃないかなと思いますけれども、その点どんな意見が出たのか、出なかったのか、伺います。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 最初の前提要件という質問でしたけれども、前提要件になるということになると思います。要するにこれは集中改革プランの中の一部に入っている項目ですから、前提要件としてそれを実行するためにこういうのが出てきたというふうな解釈をしております。

それで、特別職の給料、教育長の給料ですが、これは本会議の市長かだれかの答弁にあつたと思うんですけれども、受けてもらうときに話をしたというようにお伺いしております。

それで市長の任期いっぱい、要するに合併の期限以上の期間で給料を減給したということに対しては、財政再建というものに直面している当事者である市長が、市長、副市長、教育長がそういう熱い心でこの財政再建に臨んでいるという姿を出したいというふうに考えます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） この決議文を読んでいただければいいんですが、その内容を考えると

交流事業ということですね。稲梓中学校と稲生沢中学校につきましては、稲梓中学校の生徒数が少ないことから、過去クラブの、記憶が確かであればバスケット部だと思ったんですが、両中学校で一緒にクラブ活動を少ない生徒の中でやっていくためには一緒にクラブ活動をやったりとかという経緯がありまして、必ずしも統合しない場合でも、やはり生徒の少ない中学校においては一番身近な中学校の生徒同士の交流というのが教育上必要であろうと、そういう中でこの予算は組まれたということなので、そういう内容であれば準備ではなく交流のほうが適切じゃないかと、こういうことでこの内容を考えるという字句が入ったわけであり

ます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 前提ということと、集中改革プランの中に統廃合という大きな目標があります。それに沿って進んでいく、そういう意味では前提かもわかりません。でも、稲生沢中学と稲梓中学がここで消滅して新設するという前提はないと思うんですよ、どうですか。それはないと思います。

ですから、前提には当たらないじゃないのかなと。こういう形で準備段階ですべてこういう予算が出てくるということになりますとどうなりますか。地方自治法がめっちゃめっちゃになるんじゃないですか。議会軽視、議会無視につながるものであると私は思います。その点、そういうことも審査の中では出なかったようですけども、改めて再度またお伺いいたします。

それからまた、今、伊藤議員、補足されました。確かに使われるということであれば、ぜひそういう形で使っていただきたいと思います。しかし、最初からそういうものであるならば、別の名目で予算化してもらったほうがよかったんじゃないでしょうか。その辺、ですから文言の訂正でなくて本来の姿に返って、この問題は委員会としてどういう意見があったのか、どういう経過があったのか伺っておきます。

それから、この特別職の点、確かに強い意志のあらわれ、それはわかります。その強い意志をさらに強くあらわすためにも2年間としたほうがいいんじゃないかと私は聞いたんです。そういう経過があったのかどうなのか。そういうことを聞いたかったんですが。

それから、今、教育長の問題、受けてもらうときに了解を得たと言いましたけれども、もう教育長決まっているんですか。それはないでしょうよ。議会で議決する前に決まっていたなんていう、それは大変なことですよ。

それは訂正いただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 教育長の件については、予定者はいると思いますが、決定はしてありません。だから、教育長ということについては、決定については訂正いたします。

自治法におかしいじゃないかという点については、委員会としましたら、やっぱりここで予算つけるというのはおかしいという意見がありました。議論もいたしました。その結果がこの附帯決議というような形で出てきたわけなんです。

それから、任期の問題と合併の期限という問題につきましては、先ほど市長としての立場というのでこういう形になったんだろうということです。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 立場といたしますけれども、22年3月31日に下田市はなくなっちゃうんですよ、このまま行くなれば。立場も何もないじゃないですか。だから、ちょっとその辺が審査が浅いんじゃないかな。

それから、先ほどの後任者の教育長は決まっていない、それは訂正されました。けれども、事前に相談があったという点は、それじゃ相談なかったですね。その辺もう一度確認をします。条例ではこうなっているけれども、実際は給料はこうですよということを教育長に次になる方との間で了解を得ていると最初委員長おっしゃったもので、それはなかったですね。ないということだね。わかりました。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、同じ会派ですので、ちょっと優しく質問させていただきます。

1点だけちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、中学校統合準備事業というのはおかしいよと、交流事業に変えなさいというふうな附帯決議をつけたんですけども、この間、稲生沢中学校、稲梓中学校の統合問題については、これまでも一般質問等々あるいはほかの質疑の中でも教育長から何回も教育委員会としては統合したいよというふうな話を何回も何回も聞いてきました。

それに対する議会としての大きな反対の声等がなくて、それについて手順はどうなるのか、その地域住民に対する説明が十分なされているのかというふうな意見はいろいろあったと思

いますけれども、中学校統合しちやいかんよと、統廃合しちやいかんよというような声は、大きな声はそれほどなかったと思います。そのような中で、私自身としても稲梓中学校、稲生沢中学校の統廃合はやむを得ないのかなというような気持ちがあります。それに向けてどうしてうまく着地させるのか、手続きをうまくやっていくのかというところが一番問題なのではないのかなというふうに思っていました。

中学校の統廃合、これまでも幼稚園の統廃合というのがありましたけれども、幼稚園に比べたら中学校の統廃合というのは物すごい、もう何倍もいろんな問題、大きな問題があって、それをクリアしていかなければならないと思います。それに向けて、物すごい全精力を注いでいかなければいけない。特に現場の先生方の統廃合に向けた苦労というのも、エネルギー、これも並大抵のものではないというふうにも個人的にもちょっと聞いております。

ですから、実際に統廃合をするのであれば、もう、特に例えば22年末というふうな期間を設定してやるとしたら、これはもう全精力でやっても遅いぐらいの時点にあります。それを統廃合事業はだめだと、議会でちゃんと議決してやらなければならないということであれば、これはもう全く22年には間に合いません。と私は思います。

であるとすれば、当局のほうとしてはもう臨時議会でも何でもどんどんやって、統廃合の議決を議会にも求めるような、そういうふうな手順が絶対必要だと思いますし、私個人としては統廃合事業でやってもいたし方ないとは思いますが、そこら辺のところの議論というのは委員会のほうではどのような形でなされたのか。

統廃合そのものを否定するような形でこのような附帯決議が出てきたのかどうなのかというふうなところを、委員会の審議の中で、今回統合事業という名前じゃいけないよ、交流事業にきなさいというふうなことに附帯決議出たんですけれども、これは今の時点では統廃合に向けたことはやっちゃいけないよと言っているのかどうなのか、そこら辺の議論がどういうふうになされたのか、委員会のほうの質疑の内容についてお聞きします。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 統合について反対ということではなくて、一般質問等でもありましたとおり、地域で誤解されている、正しく理解されていない問題というのが財政的な問題で統合という話を持ってきているんじゃないかとか、稲梓中学が稲生沢中学に吸収されるんじゃないかとか、また、父兄たちは通学の安全確保や保護者の過重負担、それとかいじめとか、そういうことを心配している問題が多くて、反対しているとか何とかという

以前にもっと地域の人にわかりやすく理解してもらおうということ、その紛らわしい言葉があると地域の人たちに誤解を与えることにより混乱が生ずるという意味で訂正を求めました。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今、委員長のおっしゃったようなことは、要するに統廃合に向けてさまざまな問題が起きるから、現に地域においてもさまざまな心配が今あると。それについてもっと説明しなさいとか等々のこと、説明すること自体がもう統廃合に向けた事業でありますし、そういうふうなことを一切今はするなということなんですか。そういうふうな方向でのこの附帯決議なのかどうなのか。統合をするためには、地域にもっともっと説明しろと、統廃合するためにこういうようなことになりますから、通学路の問題も含めているような問題をもっと地域に十分説明しろというふうなことであれば、これは十分統廃合事業であります。それをやらなければいけないと思っています。でも、統廃合事業じゃだめだということになると、それさえもう市はやってはいけないことになるんじゃないですか。そこら辺のところの議論はどうなのか、もう一度お聞きします。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 教育委員会からの説明で、7月24日に稲梓地域と7月29日に稲生沢地域で、地域住民全体に統合の説明会を開くということですので、そこでその誤解等が多いと話し合いも当初の目的というかそれに沿ったような形で行われない可能性が、偏見等が多いと問題が混雑するというような関係で、明確にしたいということです。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 何回も言うようですけども、そういう説明会を開くということ自体が統合に向けた事業なのではないかと私自身はそういうふうに感じてしまうのでありますが、ということは委員会のほうとしては最初にお話ししたように、それするんだったら議会でちゃんと統合ということを議決しろと、それをやらなければいけないんだというふうなことを大分強調、そういう意見も今の中にもありましたが、そこら辺のところも踏まえて委員会のほうでもっと、この附帯決議の中身というのはそういうことも含んでいるというふうに理解すべきなのですか。もっと当局は統合するんだったらちゃんと議決をしろと、議会にちゃんと決議をしろというふうな内容も含んだこの附帯決議なのかどうなのか、最後にお聞きします。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） そうです。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第41号 あらたに生じた土地の確認についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第41号 あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 字の区域の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第42号 字の区域の変更については、委員長の報告どおりこれを可決すること

に決定をいたしました。

次に、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、否決すべきものと判断いたしますので、意見を述べさせていただきます。

これは、市の財政状況を考慮し、市長、副市長及び教育長の給与の額を自ら平成20年7月5日から24年7月4日まで、任期中の4年間、10分の1を削減をするというものであります。

市長、月額67万1,000円を60万3,900円、6万7,100円の減額をする。副市長については59万6,000円を53万6,400円、5万9,600円を減額する。教育長については54万5,000円を49万5,000円、4万9,500円を減額するという内容の議案であります。

市長の給与とは、下田市長としてその職務を果たされるための代価であると思っております。それを任期中の4年間削減するというのであれば、その額で市長の職が果たされるというのであれば給与を削減をすべきです。特例でやるべきではありません。

南伊豆町の町長の給与月額が60万2,000円ですから、わずかですが1,900円下田市長のほうが上回っているということになります。市職員の給与は、南伊豆町の職員よりも低いわけですから、いいのではないかという見解も当然出てこようかと思うわけであります。

財政再建のために市職員に削減をお願いをしているので、三役自らも10分の1削減をするというのであれば、財政再建の期間は平成18年から22年までの5年間、こう設定をしたわけでありますので、実質公債費比率18%以下に引き下げ、後任者に引き渡すのが私の役割、市長は発言をされているわけですので、2年間とすべきであることは歴然であります。

さらに、1市3町合併協議会の会長である市長は、平成22年3月31日までに下田市をなくなし新市を立ち上げると、こう言っているわけであります。下田市長も私たち議員も職を辞することになるわけであります。

さらに教育長については、新教育長はこのことをあずかり知らないと、強制をされたと言わざるを得ないと思うわけであります。

この額は、三役で年間49万4,000円の減額になると、こういうことのものであります。

市長だけ取り出してみすと約1年間200万ということになります。4年間で800万円の給与削減をといいますが返納をしようと、こういう内容になっております。

しかし、かつて他の議員からも指摘されましたように、退職金については4年間で下田市は870万円負担金を退共組合といいますが現在は静岡州市町総合事務組合であると思いますが、そこに支払っております。受ける額は1,200万円であります。その差330万円も下田市分の積立金が少なくなっております。市長は、引き続き市長職にあるわけですから、4年後に受け取る等々の措置をしていただければ、その分市職員の退職金を支払うために借金をしなければならない、その額が少なくなることは明らかであると思います。

石井市長は抱負を語るということで6月10日の伊豆新聞紙上において、個人的には最大9,000万円あった負債も返済を終えたと、こう言っているわけであります。今すぐに生活を支えるのに必要な退職金でないということであるとすれば、ぜひ4年後にいただくのを延ばしていただいたらどうか。熱海市長は、退職金を受け取らないと、こういう公約もしているところであります。

このようなことから、検討不十分な条例であることは明らかであります。理に合っていないわけありますので否決すべきものと、必要であれば再度検討して出し直していただく、そういう条例であると判断をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論を行います。

この条例改正は、市長、副市長、教育長の給料を減額するためのものです。この改正により削減される金額は、平成20年度から平成24年度までの累計でおおよそ1,500万円です。

皆様ご承知のように、下田市が取り組んでいる財政健全化のために一般職の職員の皆さんにも毎年大幅な給与カットのご協力をお願いしているところです。また、歳出削減の中、市民の皆様にも本当にご協力をいただいています。

そういう状況の中で、行政のトップである三役自らが改革への強い意志、またご協力いただいている職員、市民の皆さんと苦をともにするんだという気持ちのあらわれだと思っています。

また、下田市を取り巻く状況として、合併の問題があります。今後の賀茂地区のあり方を

考えたときに、合併は何としても成功させなければならないと考えます。下田市の財政が悪いという評価で合併が壊れてはいけない、そういう思いで財政再建に取り組んでいるわけです。

手法はすべて同意するわけではありませんが、将来の子供たちへよりよい環境を残したいという思いがこの改正にあらわれているものと私は評価いたします。

よって、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい

てを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に反対の討論をさせていただきます。

国民健康保険事業は、市民の健康・生命を守っていく大切な制度であります。この制度が

公平に、そして市民の立場に立って運営されることが求められていると思います。

しかし、この間、税の滞納額は5億円に達しようかとしているわけでありまして。しかも、その滞納世帯は2割に達しようと、こういう状態であります。

どうしてこのような事態になっているのか。大変国民健康税が高いと、こういうことが理由の一つになっていようかと思うわけでありまして。

平成18年、19年の決算予測も、それぞれ2億円余りを余しているわけでありまして。まさに市民から余分に徴収をしていると、こういう実態であります。

そして、3月議会において、少なくともこういう事態は検討をすると態度表明をしたにもかかわらず、検討もせずに合併のために持参金が必要だと、積立金が必要だというような観点に立って22年まで先送りするというようなことは決して許されてはいけないことだと。議会軽視も甚だしい。住民不在、住民無視も甚だしい国保運営であると言わざるを得ないと思うわけでありまして。

合併を理由にするのであれば、この近隣の市町村並みの税率に引き下げるべきであります。そうしますと資産割は下田市は100分の50、3町とも100分の40であります。100分の10を引き下げるには1,000万円しかかからないわけでありまして。所得割も8.15、両方を合わせてであります。後期高齢者への支援分と国保分を合わせまして8.15であります。他市は高いところでも7%台であります。1%引き下げるのに6,000万円しかかかりません。そしてまた、世帯割をどの世帯も十分1万円ほど引き下げることができる。

8,000円引き下げるとしますと、8,000万円あれば、1億5,000万円あれば市民の期待にこたえ、国保税を引き下げることができるわけでありまして。しかも1世帯当たり1万5,000円を超えると、こういう引き下げができるにもかかわらず、それをせずに、医療費の伸びにしか使えない、必要でない積立金を必要であるように言って、2億あるいは3億に積み立てていくと、このような姿勢は十分に批判をされなければならない。否決をして直ちに予算を組み直し、臨時議会を開催し議会の討議に付すよう当局に求めるものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 賛成の討論をさせていただきます。

3月議会において、当局より国保は6月には検討するという発言によって、3月議会において賛成討論をいたしました。

しかし、6月においては、検討はしたが合併などの激変を考えると審議には至らなかったとの当局の話を聞き、非常に遺憾に思った次第であります。今年度においては後期高齢者に伴った、また人口減に伴った国保世帯の減少、所得の減により所得割の税の減少等が見込まれ、また、未収の増加、未収においては下がれば減るかという問題も出てくるでしょうが、これら等の影響による歳入の減少、また、近隣の町と比較する国保基金の金額を考慮すると、今回の改正なしはやむを得ないものと苦渋の判断をいたしました。

国保基金の金額はどのくらいが妥当なのか等の判断はいろいろあると思いますが、今後、基金は近隣の町と比べても妥当な額と思える額が積まれると思われれます。

それで委員長からの本委員会としての要望があったとおり、市民の立場に立って国保税の改正を検討そして審議、そして早急に英断していただけることを希望して、賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成20年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、7月10日付で退任されます高橋教育長からごあいさつがございます。

教育長（高橋正史君） 大変お世話になりました。教育長として6年、学校教育課長としての3年を含めると9年間、定例議会だけで36回出席させていただきました。

何回、何年やってもなれない、大変不十分な答弁が多かったこと、議員の皆様に申しわけなく思っています。

教育委員会は、子育てや教育の現場を支える役目だと理解はしていますが、十分な執行ができなかったこと、これまた大変申しわけないなというふうに思っています。

教育や人づくりは、社会づくり、まちづくりの根幹だということは私自身確信しています。ほとんどの人が、こうした教育、人づくりを大切にしないまちはだめだよと言ってくれますし、また、そう考えてくれることも確かだと思います。

しかし、子育てや教育に携わる人は、今、大変苦労しているんだろうなというふうに思います。物が豊かになったり、すべての仕組みが大変便利になったこの現代は、むしろ教育にとっては逆風ではないかと、そういうふうに私は考えています。

でも、大変になったからこそしてみんなが一致団結して、連携して頑張っていかなければならないんだろうなというふうに思います。

教育現場への温かい支援をお願いして、私の退任のあいさつとさせていただきます。

長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ただいまはごあいさつありがとうございました。

退任されます高橋教育長におかれましては、長年にわたり下田市教育行政のためご尽力いただき、まことにありがとうございました。

今後とも健康には十分留意され、ご活躍くださることをお願いを申し上げます。

長い間本当にご苦労さまでございました。

これをもって平成20年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時10分閉会